

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号
及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
三井製糖株式会社

吸収分割に関する事後開示書類

東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号
DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森本 卓

東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号
三井製糖株式会社
代表取締役社長 森本 卓

DM三井製糖ホールディングス株式会社（2021 年 4 月 1 日付変更前の商号は三井製糖株式会社。以下「本分割会社」といいます。）及び本分割会社の完全子会社である三井製糖株式会社（2021 年 4 月 1 日付変更前の商号は三井製糖吸収分割準備株式会社。以下「本承継会社」といいます。）は、2020 年 11 月 25 日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021 年 4 月 1 日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、本分割会社を吸収分割会社とし、本承継会社を吸収分割承継会社として、グループ経営管理事業、不動産事業（不動産賃貸事業及び太陽光発電事業を含みます。）、資産管理事業（事業用不動産及び遊休不動産の管理事業、並びに、フィンゴリモード「FTY720」の開発権及び販売権の管理に関する事業を含みます。）、並びに、日本国外の駐在員事務所の運営及び管理に関する事業を除く本分割会社の全ての事業（以下「本事業」といいます。）を、本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を発生した日

2021 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

（1） 会社法第 784 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定により本吸収分割の差止請求を行った本分割会社の株主はありませんでした。

（2） 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 2 月 24 日付で、本分割会社の株主に対して、本吸収分割を行う旨、吸収分割承継会社である本承継会社の商号及び

住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った本分割会社の株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
本分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 2 月 24 日付で、本分割会社の債権者に対して、官報及び電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

- (1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定により本吸収分割の差止請求を行った本承継会社の株主はおりませんでした。
- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
本承継会社の唯一の株主である本分割会社が特別支配会社に該当するため、本承継会社は、会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。
- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 2 月 24 日付で、本承継会社の債権者に対して、官報にて公告いたしました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、本承継会社においては、知れている債権者がいなかったため、会社法第 799 条第 2 項の規定による各別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本承継会社は、本効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、本分割会社の本事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。これにより承継した資産の額は 47,521 百万円、負債の額は 5,469 百万円（いずれも暫定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

- (1) 本分割会社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 2 月 22 日開催の臨時株主総会の決議によって、本吸収分割契約の承認を得ております。
- (2) 本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、本承継会社は、会社法第 795 条第 1 項に規定する株主総会の決議による本吸収分割契約の承認

を受けておりません。

- (3) 本分割会社は、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第7条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく協議を行いました。また、本分割会社は、労働契約承継法第2条の規定に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。労働者から異議の申し出はありませんでした。
- (4) 本分割会社と大日本明治製糖株式会社との間の2020年10月15日付株式交換契約に基づく株式交換は、本効力発生日をもって、その効力を生じております。

以 上